



大  
岡  
記

十七

特別  
リ 5  
12432  
17



15  
12432  
17

前園白秀決之之事

登田少将忠志之之事

秀次之仰切腹之之事

仰切腹之之事

秀次之仰切腹之之事

之之事

大周紀卷第十七

南菴主人重撰

○前國白雉降云之事

柞園白雉降云尾列之身たり一内上のお整也  
 之下之法カトク督カトクと禮法ひてより御カトク切カトクた  
 了カトクりく。兼あまカトクにたカトクせカトクくカトク。疎カトクと網  
 らカトクまカトクと推カトクさカトクなるカトク流カトク翔カトクを月カトクに累カトクり年カトクに  
 流カトク傳カトクぶカトク下カトク大カトクさカトクうカトクとカトク初カトクり。麻カトク獨カトクりカトクこカトクまカトクに  
 立カトク出カトクせカトク給カトクすカトクも。兵カトク具カトクをカトクひカトクそカトクふカトク給カトクすカトクく  
 或カトクをカトク立カトク給カトクぬカトク所カトクのカトク南カトクくカトクんカトクまカトクくカトク。信カトクを  
 ろカトクくカトクも具カトク足カトク甲カトクをカトク授カトク給カトクにカトクかカトクくカトク。今カトク流カトク用カトクさカトクお







何れ海に張家して。孝そ本村と取らば人と思  
ふ。常懐介が申に。この目つ者。或三人付を。この  
のひ成日々に。支拂ぬ。いたる。也本村に。在極く。中  
まを。為知と。衆樂人。あさ。つ。さ。ら。し。一。は。さ。ふ  
利。を。成。う。た。事。を。さ。より。右田。達。上。安。一  
け。ま。の。守。に。た。も。有。く。さ。と。将。軍。お。り。あ。い。守  
つ。

同且日毛利右馬以輝元より書来云。さき白江傳  
後書と多下。此之業紙の撰紙と。此の一人。入魂い  
たと。為。ふ。旨。作。け。る。周。く。去。上。た。旨。右田治  
部。女。捕。と。して。後。業。文。を。所。上。と。ク。リ。ク。成。し。此。所。と  
方。と。より。と。云。上。一。け。ま。の。謀。及。之。所。心。の。秘。以。た。り  
つ。一。つ。を。懸。く。之。及。逆。人。身。を。似。り。け。る。将。軍  
ハ。執。部。と。さ。ら。し。く。な。く。と。執。部。と。し。び。事。を。執。り  
交。わ。り。し。事。謀。つ。と。治。し。成。り。し。こ。う。く。父。子。之。間  
こ。建。た。れ。字。祝。出。來。付。り。も。此。様。な。さ。に。し。事。に。お。し。り  
急。事。成。是。へ。来。り。建。し。く。び。り。ま。り。く。の。祝。と  
事。上。安。而。結。ま。ぬ。系。水。を。喜。同。の。う。く。成。り。し  
来。れ。お。り。つ。成。晴。一。和。睦。な。さ。に。さ。ら。し。成。事。と  
一。宮。部。若。祥。坊。は。早。治。寺。院。を。以。信。心。中。村。哉









いりや言好む位に之れ身となり。善教をたにお  
とまり終るといふ事さへおつた。なま  
れとまひぬくはありたり。中秋らしおの夕流  
た虫の考もまゝ一びうにくもりつ。露肝の月  
と地さひ

○萱田女侍忠志之事

去程一書云は若君を毎に内寵<sup>テウケイ</sup>を乃女をさ  
あまうま二十人侍回八日之夜<sup>ニ</sup>夜<sup>ニ</sup>或名は京下  
をくまのりまひせ。お田舎音流田中昔部

大捕さひく書とほとありかり。かくてたの母列  
痛しく城へまぐりまひせ。堅く制は物上祀  
付親一まひつらこのまといまひ思ひ絶  
かり屋うく城京あり。一候して洛中を候一六  
条河原舟ておとくをま害に及ひたんとま  
萱田女侍之事とよく志せり。つらり一ま事乃  
ましく痛一まひ上あまうくまやうたり。系  
事一まあひまひまひまひ。我はりて江  
別浅井船舟て。お影まの門流小菴と樂一  
ま一増まあり。ま書云は天下之家督と後

ませあひてより。某と三重の之内は加えさせ給ひ  
ま。報ホウしては報ホウかへさへば。且よあくはあ  
いさ若君を連と刀面を家と号し。龍山よあり  
何しと。あろ。尸さんと。移う。思ひあり。か  
は一人を。あめとい。あれは母を。教をせり。此  
よりつる。あしせ。七月廿日。入城へ下り。其あ  
事ハ龍山下のた右治事。と。其井た右治事と云  
一者よ首をとね。び事。せ。も。霧。津ツラと。あ。よ。  
せり。と。かせ。せ。る。あ。と。こ。め。つ。若。跡。行。く。も。宿  
と。あ。く。龍。山。の。い。そ。さ。ゆ。り。に。た。ひ。の。取。り。て。其。上

多くあきく。乃。通。乃。下。下。人。も。と。と。と。へ。う。う。さ。家。首  
お。回。始。了。右。院。増。田。右。馬。射。石。田。治。ア。女。捕。下。知。事。り。と  
て。遊。攻。一。つ。り。さ。ま。の。龍。山。よ。く。わ。若。下。ら。お。え  
一。ま。と。一。あ。あ。あ。あ。く。寛。急クシキヤ志。了。ん。く。く。あ。坊。系。せ  
一。あ。ま。と。あ。ま。の。あ。あ。あ。一。く。さ。け。を。り。柳。ま。く  
さ。あ。尸。た。く。い。ひ。と。人。は。あ。あ。志。た。る。く。と。と。赤アカ  
ま。と。ま。の。い。く。と。と。ま。身。ハ。ひ。ひ。ひ。く。攻。一。く。り。  
あ。ま。と。持。行。り。一。者。立。攻。り。一。ま。く。各。あ。ま  
ま。あ。と。あ。く。あ。あ。あ。一。龍。山。を。丸。一。と。一。こ。め  
ま。つ。せ。中。り。く。ま。れ。く。り。あ。う。た。る。あ。の。も。三。之



一、此事をたつて。執事たりハ、吾君公之私心  
しうとく。考次の國白職とす。たあし似く  
突ハ、まぢり盤觔と私。國公同太公  
何以治新。曰、賢者尚功。國公曰、後世必有其執  
之臣太公。同國公何以治尊。曰、賢者親親太公  
曰、後世寢病矣。果してま云のこ。天下國公  
之治乱皆まぢり終甲之。國白職  
まぢり撰まぢり。多に翅をく。首者、相をく人  
は祝なまぢり。國之諸國之治まぢり。要  
失ぢり

○考次云、御切腹之、使臺山と事  
史惟、まぢり、遊者ハ、多深く才是也。考次云  
在也。治り、増田石田、身乃上、何りあんとを  
道。御選之、止功也。將軍もあり。と、  
登之成也。まぢり、小たも者。と、  
くり。たり。まぢり、腹と切せ。と、  
福原右馬助、池田守ら、拾使と。と、  
けつて、臺山と、何れをけま。考次云、板ハ、  
まぢり、侍家なり。まぢり、者、我と射。恨者、  
は、他人も、まぢり、に、あ、まぢり、  
隆安云



石田治部少輔  
増田右衛門尉  
後野彈正女弼

本食興山上人

同十のくぬく上人技藝とて教人まねいふ事  
内事ニせり。及まこと。終に思ふに其事  
しるあまハとくく其あり。寺法ハ其事ニ  
て

く大切なれ。二の及一山に金多し。評議と。役人と呼  
よせ。於金堂に評議判之。僧息也。一山及金多  
し法を立。清切腹と。の教と。肘いら。守り方  
多く。又此等の書。皆く。趣も。是。此。務。せ。り。つ  
あ。ん。と。云。此。徒。も。ま。く。一。區。也。三。使。之。方。り。本  
食。と。人。く。人。何。と。せ。及。ま。ま。て。作。年。の。事。違。答。を。致。お  
究。二。の。終。い。り。ん。と。使。去。あ。ま。は。は。と。せ。い。そ。れ。う。り。上  
人。さ。一。出。り。守。り。の。寺。法。も。南。無。目。出。有。て。こ。そ  
の。法。を。ま。も。若。し。違。背。難。候。せ。し。げ。二。の。及。破。城  
い。さ。ま。ハ。清。切。腹。と。の。教。之。結。核。を。ま。り。て。法。も。

破す。用らるゝ秘法北波城却せん乃強中人也。唯い  
そさ所切腹しお務て死にりんと。母は信りしるの事  
利。人初の名におうりり慈悲心をもちて義と仰い  
し。利とわらんすう地くれ。そま一人高の首を切。安子  
二人を殺し。後倭使塞の身と成。肩月よの金欄  
之架ゆ衣と掛。アハハ磨埃とゆふ。利故じひとやと  
かど。境界をすりぬの。より。安し。守にたも是ぬ  
そそ。考と人のけり。ゆめ。人。足ら。ハ。無さ。わ。た。り。  
あ。う。ハ。あ。ま。り。と。あ。時。官。信。ま。ま。ハ。威。た。く。ゆ。く。ゆ。ひ  
俗儀つゝかり。し。周く。ま。義。に。出。も。を。し。と

殊と考治公救年の慈悲情う。つ。事。の。こ。多。く  
ゆり。し。一。板。も。人。地。人。さ。う。と。お。あ。ら。ら。ハ。さ。う。や。さ  
し。かり。高。福。區。す。て。こ。か。り。の。せ。も。も。な。り。り。  
ハ。ハ。ハ。使。を。勢。之。子。孫。人。兵。具。い。う。く。出。ま。く。ま。  
義。寺。と。ま。り。し。と。打。團。こ。り。考。治。公。い。かり。給。し  
て。指。務。た。り。働。を。い。し。あ。し。切。て。の。お。も。漢。路。ち  
給。あ。ら。と。被。祚。付。け。し。ハ。本。食。之。人。使。志。を。ま。ま。  
と。振。返。り。ハ。死。難。を。り。そ。そ。も。あ。ま。に。取。腹。を。し。は  
る。あ。事。を。ら。し。士。の。格。を。あ。ら。ら。と。け。り。澄。建。者  
かり。の。目。ま。て。ハ。君。后。く。礼。儀。を。り。と。日。ハ。ち。法。を。不。用





乃此脇指とお領一腹文字にりき一切く首をけ  
 ーりしごらたごー 終つて三番不破万作生國元  
別大寺  
 母り積一五作してつゝ疵つて中不孝カクたもて在  
 忠義を重ハゆり終つてお終乃志のき友甲はに  
 心よく腹といひ一也も此平にかりまにかり。置る隆  
 而堂ハ菅部一介銘をと好と守りて秀次某年より  
 掛一甲と定ハハ置るなくかりませ在忠義とて  
 こそ義よ及へて。  
 此蓋秀次公生年二  
十八字宗  
 之脇指を此心志つていんをて安らと終つて終つ  
 けりやうとよと被作りていんナニクヨク遊意と云此腰指を

此介指は神妙なり。此漢路もも蓋てお領と  
 國次ハ心レ害カ一介指ハ吉無事よくて終りなり。  
 げ菅部ハ特別尾崎之何人信ハ傷を解カキせ。勇ハ類を  
 絶せり。お後之裁判サイシ一と潤へて君臣世の祀  
 とゆわく事一侍りたり。初ハ此態他ハ異なり。一を来  
 いたしかりり。一を伏見と出くりりコノカタ亦来恨乃  
 ことのも病も君おにやうきつてま。守に肯か  
 手信たりとま此瓶一侍りたり。福徳福原池田  
 十六日之晩至平伏見とま旨被病一せり。秀次公  
 此面之事いり侍りんやと尸久もま此在りハ





十文字のにりさ切く終るぬ

日比野と野吉山台サ雲ハ山野を色におろそ切腹と  
丸毛不心ハ相國も山家やくと老腹あまハ志ん事外  
よりたるとて同くハ貴を打とたひんと云とてま  
にくりま後一柳たを初とて終るまうまう今  
悪く切腹は作付ゆきげ謀及之事虚を<sup>キコ</sup>空を<sup>ビツ</sup>  
終る志連すして方とよおろそり害を一人と一人  
も及ぶ秋某ハ名好く事ハな知たると云人しなくがま  
む<sup>キヌ</sup>とて終に赴さわろ事。希業乃作とあさうり  
親会<sup>クニミ</sup>一終るり。何とてきたり一事をあり

サンタン

評曰。善次公<sup>サンタン</sup>流云にあひ終りハ唯岡白之志  
職を<sup>シ</sup>わろそりし思ひあうく。希<sup>シ</sup>とて法<sup>ハク</sup>は遠<sup>ト</sup>の  
つる右たろ魚一。毛得ろ多後<sup>モクシ</sup>點止しと志  
一。終るハ名盛之成り流云も柳やうとぬ  
之と味もるり。たもハ院<sup>ハク</sup>所<sup>アヨ</sup>而<sup>ハク</sup>終<sup>アヨ</sup>七日も未  
<sup>シ、カリ</sup>る一麻<sup>シ</sup>獨<sup>カ</sup>を<sup>シ</sup>此<sup>シ</sup>内<sup>シ</sup>終<sup>シ</sup>以<sup>シ</sup>外<sup>シ</sup>主<sup>シ</sup>職<sup>シ</sup>よ<sup>シ</sup>遠<sup>シ</sup>つり。毫  
<sup>リ</sup>終<sup>リ</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>シ</sup>少<sup>シ</sup>き<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>さ<sup>シ</sup>向<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>あ<sup>シ</sup>り<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>や。昔<sup>シ</sup>者<sup>シ</sup>  
乙下<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>く<sup>シ</sup>精<sup>シ</sup>系<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>流<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>め<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>ひ<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>り  
事<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>う<sup>シ</sup>く<sup>シ</sup>り<sup>シ</sup>一<sup>シ</sup>た<sup>シ</sup>り。終<sup>シ</sup>受<sup>シ</sup>岡<sup>シ</sup>白<sup>シ</sup>職<sup>シ</sup>ハ<sup>シ</sup>百<sup>シ</sup>志  
ま<sup>シ</sup>乃<sup>シ</sup>た<sup>シ</sup>らん<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>終<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>。あ<sup>シ</sup>さ<sup>シ</sup>く<sup>シ</sup>ぬ<sup>シ</sup>終<sup>シ</sup>と<sup>シ</sup>ま<sup>シ</sup>を<sup>シ</sup>終<sup>シ</sup>

之安一に殺生禁断を執断之と入麻  
かりとせしむるに如く、  
院の御所手向のた先此かりを建し  
落書おてに有一  
事とせしむるに因白と  
同六月八日未夜は殺生之女房を執断連山と  
一冷しく一書断の世に事つりも悪の事  
くり書断の終日得る一、  
狸狗を執りぬるを乃れと莫ちたり一山前評一

てりけりハ。畜六極武己自所草創より殺生禁断  
女人結界乃山を建ハ。被思るが被下作りと本  
村を陰介と以てりしハ。我山より我對ひし誰、  
禁断一のりんや。何人とハ。誓ふべきか。乃れ也。律を  
了。乃れ於南光坊。調養之。誰いと。みくく。し。く。そ。見  
え。一。守。断。事。大。傷。心。や。そ。け。し。苦。難。へ。と。き。一。未  
鳴。乃。中。へ。畜。心。の。勝。を。入。寺。り。冷。し。ま。外。教。壇  
の。あり。さ。後。物。よ。あ。え。そ。お。こ。ほ。一。お。う。一。西。條  
と。つ。ま。お。ひ。た。く。一。く。ぞ。や。こ。も。あ。け。建。ハ。ま。日  
も。正。常。有。ら。ず。御。意。不。成。由。り。ま。い。侍。は。接。向









家を知人がおにやしく思ひを真ユカ。天助ツクと  
来キ答コタを。も知シ深シ暖ナと云イ。

二日の朝もどかしの志シなうらう一日もたげいさる。  
追ツ立タテ之ノ官クワン人ニ等ト。どくくと勢セよくに急イなつるあり  
さゆあしむり。こてと叶カねさサいせセらラのノり  
と。各カク々コ悟コるル。二十餘人の言コトよりわひかゆ  
ハ。物モノのとけをも知チぬヌ何ナニ原ハラ之ノ者モノ。小ヒ時トキけケんンてテ河カ立タテ。  
車クルマ一ヒト支サにニ二ニ人ニはハ河カ立タテのノ世セをセなナらラるル。も若ニ君キミ若ニ君キミ  
のノ事コトをセぬヌ。ねニとトとト云イぬヌ者モノもモ好コトくク。さサ身ミ志シ  
事コトハハ若ニ君キミ。カカ物モノのノ貴キ様サマもモ童トウとト鳴ナかカ。志シりリハ

物モノ若ニ君キミもモ実マコトえエらラりリ。世セにニ一ヒト時トキハハ花ハナやヤ家カ  
ぬヌもモさサゆユくクさサきキ。唯タ白シロにニ今イマ日ヒハハいイらラりリ。  
白シロきキ世セ立タテのノ外ソトハハ一ヒト。若ニ君キミ若ニ君キミをセぬヌ乳ウチ母ハハよヨもモいイ  
やヤもモいイらラりリ。世セとトはハ母ハハ若ニ君キミのノ膝ヒザのノ上ウエにニいイらラりリ。  
一ヒト。何ナニんンもモ好コトくク。若ニ君キミもモ若ニ君キミかカんンとトのノたタまマいイ  
たタひヒけケきキ。何ナニれレさサしシとトあアるル人ヒトをセてテ侍サマとト。こ  
奈ナ何ナニ原ハラにニ若ニ君キミ。車クルマよりリいイらラりリ。いイらラりリ。  
ぬヌ。各カク々コ治チ云クモのノ首クビのノあア。我ワれレもモいイらラりリ。  
とトいイらラりリ。おオもモ作サしシ。あアさサらラりリ。とトいイらラりリ。  
えエにニくク。一ヒトのノ卷クマとトハハ若ニ君キミ。右ミダ府フのノ息イ女メもモいイ

ハジリ連ももるハ上におり。ケリ。ケ年三十日。歳  
ニ交ハ謀反のハ。ホシ。おめく。なまき。事。増田石田  
うさく。よ。か。く。な。ま。き。事。の。あ。れ。は。是。相。も  
なく。お。り。て。の。ま。ん

ふにもあぬ。う。ま。ぬ。ま。き。さ。ぬ。の

つまゆ。か。の。ま。き。と。成。り。ケ。リ

お。ま。の。方。十。二。歳。一。巻。の。女

う。た。た。た。ち。や。子。の。う。ま。き。と。ま。り。か。と

甲。み。ら。に。一。切。も。ま。り。一。さ

お。ま。の。方。十。八。又。法。別。行。中。右。若。志。野。の。女

時。お。ぬ。花。の。あ。り。一。し。の。ま。り。の。ね。く

の。う。ぬ。ま。き。と。成。に。ま。り。の。ね

お。ま。の。方。十。九。才。瓦。列。岩。女。の。ま。り。の。女。若。君。の

か。さ。り。あ。ま。き。を。ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま

う。ま。に。ま。り。う。ま。に。ま。り。の。ま。り

お。ま。の。方。十。九。才。山。登。松。橋。流。の。女。若。君。の

ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま

さ。た。の。ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま

中。細。云。の。方。廿。四。歳。持。列。小。浜。愛。の。女

時。お。ぬ。ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま。り。の。ま

花よりみちも教へけりけり

おはりの所方七才日桑後御息女

おまなれ花よりみちのりつこら

くろし原所代の志原なりけり

おはりの所方十九才奥列モカミ上息女

うつとも夏も知れ世の中

とまてそか原白川のゆ

あせら後世一才秋庭後息女

あま原世の白川のゆとこそこれて

そこのうらみとちりそか解一才

おあこの所方七才日桑後御息女

あまむちとこら一才あまゆとちりけり

あや一原先と何とにあらけり

おさおはりの所方十才日桑後御息女

清てあけあはの中くこら一才あまゆ

あま原あはりの所方一才

おはりの所方十三才尾列大原朝左衛門息女

あまゆちをみこかりけり白川

あまの御一才あまゆ

およりの所方十三才尾列大原朝左衛門息女

子代までとしかりく〜とちそ思ひよ

ふりよくりふと夢をり〜

お茶田方十才 栲澤國伊丹兵衛イタマの母

先づもよくゆくも子ふと夢をり也

空カラよりとゆく空におさすり

お牧田方十才 汝敷吉兵衛尉の母

妻おにさえぬ心身にし〜

のこまは母乃さこそと思ひ

おあひの田方十才 古川之膳の母 京前也

おこりともすこそあむ身と縁ツヒく

かけそなたの心同〜

お竹 捨子

夢のしも知ぬ〜

又さ〜ぬをり〜

おるおれ田方十九才 佐別坪の若侍の母

〜母と何〜

〜母もた〜

お友田方十才 大草之の母 是父母に

まる〜えゆり〜

〜母せん親に〜

くまの世のあつとくうらかりけし

おきこのあま 生國江別

咲はら秋花の秋風立ちりり

あまもりもあるあまのあま

お膚は方世才とあまあまあま

限りあつあつあまあまあま

云しうらうら人もこらあ

おきこのあま 生國江別

生世あつあつあまあまあま

雲乃ほあまあまあまあま

おきこのあま 生國江別

そハ儒道ジユタクのあまあまあま

我ハた、こころはあまあまあま

あま月日あ入りあまあま

少抱 生國越あ

己地乃、あまあまあまあま

おあ、あまあまあまあま

お、あまあまあまあまあま

あまあまあまあまあまあま

あまあまあまあまあまあま

左邊のかり廿八才 何由國最年長言  
母うささるる事よりハ義所用人也

中くハ花のかりハあり様とも

ほひたまふ風ハハそんれハクハ

右邊のかり廿八才播別村若右邊村姓也

こてもゆえに此西國ハハそんれハクハ

西法の船のさハハ好くはまハクハ

おハハ早ハハ列言稿息女生國と名

とよとかりハハ中神あり

何事のこりにありハハ今ハハまハクハ

ハハもあられと啼ハクハクハ

東取 卒ハハ徳列丸毛不ハハ女ハハ

夏ハハハハハハハハハハハハハハハハ

さふりハハハハハハハハハハハハハハハハ

右の款ハハハハハハハハハハハハハハハハ

ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

飯男乃、まさふたり心も何くけなく見え  
り。さしうつくしき若君を物と云つさくは  
やしく地。二刀さし、父の母義を亦一回、  
鳴主給ひくら。足家人より此袖も打たる  
勢と保しも理あり。之業にたると給ひ、若君  
母とお居乃れ、さしたるつぎ、我も害し  
侍りかとおせけし、南母を何は随とこす人  
より父國白敷に居てあひ侍り、そとそ念仏  
をとりわく、かうわくこと、十篇より唱ふ  
うきこと、のりき利をたし。あつてたまは河

原乃者、を云者、いたやしくあ、かま給ひても  
叶ぬ、そりりして、母上の所膝より奪取せり。  
二刀さして、投下り、まさしくく、一給より  
母上心も、さふらひ給らん、身を家に入、たもねく  
して、まろく、我を害し、侍り、よとそ西よりひ  
給、ハ、所首、ハ、あし、在、刃、乃、目、も、と、ま、く、中、こ  
肝膽も消え、そわさう、う、形、く、そ、是、え、守、り。  
さや八九人も害し、く、ね、わ、つ、君、乃、上、に、お  
り、祿、け、ま、は、不、心、り、女、命、走、り、り、國、白、敷  
之、所、子、之、上、に、か、く、あ、ま、は、と、そ、か、き、給、侍、り、物、り。



有りハ何のたれそ。わその事やえ七割一  
 作らぬと教てし。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 子物少くく見えに。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 船かく痛ま。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 上。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 利。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 たり。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 なく。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 主。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 天下。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。

之例を川河被めと事む理之守面なり人夫  
 に。東人乃妻子なと。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 り。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 因果のやと。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 其中ハ不。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 一。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。

評曰。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 つ。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。  
 或。あつた。あつた。あつた。あつた。あつた。

亦くたうらんよと我子のかつこよとて。引  
 りりゑら割<sup>ワ</sup>給ひ事も有<sup>レ</sup>とや。其<sup>レ</sup>固  
 果<sup>タチ</sup>忽報ひ有<sup>ク</sup>。若君たらつ亡<sup>セ</sup>は哀をい  
 たり。其<sup>レ</sup>葉之文<sup>ノ</sup>かきりく。い<sup>ニ</sup>く枝<sup>ノ</sup>村  
 々忠良を焚<sup>シ</sup>灸<sup>シ</sup>。一<sup>ニ</sup>孕<sup>マ</sup>婦<sup>ヲ</sup>を割<sup>コ</sup>割<sup>キ</sup>。一<sup>ニ</sup>惡<sup>ク</sup>婦<sup>ヲ</sup>  
 七<sup>ニ</sup>傍<sup>ニ</sup>縛<sup>ル</sup>そり

素<sup>ク</sup>云<sup>フ</sup>謀<sup>ル</sup>反<sup>シ</sup>に与<sup>セ</sup>しとて。意<sup>ハ</sup>流<sup>ル</sup>乃<sup>レ</sup>く<sup>ニ</sup>ハ延<sup>喜</sup>乃<sup>レ</sup>流  
 玄<sup>ノ</sup>朝<sup>ノ</sup>給<sup>ハ</sup>巴<sup>ノ</sup>は眼<sup>ヲ</sup>其<sup>レ</sup>本<sup>ノ</sup>安<sup>シ</sup>志<sup>ヲ</sup>其<sup>レ</sup>下<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>暗<sup>ク</sup>亮<sup>ク</sup>也<sup>ト</sup>た<sup>レ</sup>ん  
 素<sup>ク</sup>云<sup>フ</sup>謀<sup>ル</sup>反<sup>シ</sup>と<sup>レ</sup>思<sup>ハ</sup>名<sup>ヲ</sup>立<sup>テ</sup>給<sup>フ</sup>り<sup>テ</sup>其<sup>レ</sup>其<sup>レ</sup>か<sup>レ</sup>屋<sup>ノ</sup>の<sup>レ</sup>人<sup>ト</sup>也  
 之<sup>レ</sup>使<sup>ハ</sup>よ<sup>ク</sup>む<sup>レ</sup>所<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>寄<sup>リ</sup>給<sup>フ</sup>り<sup>テ</sup>其<sup>レ</sup>各<sup>ノ</sup>所<sup>ニ</sup>反<sup>シ</sup>逆<sup>ス</sup>之<sup>レ</sup>り<sup>テ</sup>抑<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>不  
 有<sup>ル</sup>存<sup>ル</sup>者<sup>ヲ</sup>や<sup>レ</sup>と<sup>レ</sup>度<sup>ヲ</sup>思<sup>ハ</sup>ひ<sup>テ</sup>給<sup>フ</sup>事<sup>ヲ</sup>也。其<sup>レ</sup>盛<sup>ニ</sup>之<sup>レ</sup>成<sup>ル</sup>感<sup>ハ</sup>上<sup>ノ</sup>怨  
 其<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>取<sup>テ</sup>次<sup>ノ</sup>人<sup>ト</sup>も<sup>レ</sup>な<sup>ク</sup>。其<sup>レ</sup>の<sup>レ</sup>人<sup>ヲ</sup>持<sup>テ</sup>國<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>に<sup>テ</sup>其<sup>レ</sup>之<sup>レ</sup>配<sup>テ</sup>重<sup>ク</sup>  
 赴<sup>ク</sup>上<sup>ノ</sup>ク<sup>リ</sup>又<sup>レ</sup>國<sup>ノ</sup>人<sup>ト</sup>給<sup>フ</sup>られ<sup>レ</sup>一<sup>ニ</sup>々<sup>ト</sup>ハ

- 一一柳<sup>ノ</sup>右<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>持<sup>テ</sup>籠<sup>ル</sup>
- 一回<sup>ノ</sup>書<sup>ハ</sup>子<sup>ト</sup>
- 一<sup>ニ</sup>眼<sup>ノ</sup>於<sup>テ</sup>審<sup>メ</sup>め<sup>ル</sup>也

江戸大綱云々  
 伊豆加加云々  
 越後宰相

一 同妻子

吉田清右衛門尉

一 後激左衛門佐

佐竹右衛門次

一 昭石左衛門

小早川左衛門佐

一 外野但馬守

中村或戸女補

同妻子

同人

長子初重守

同人

去朔紹也安志八後二内叙免之  
一ナリ。此ナリ  
切腹被作付方

